

令和 6 年 9 月 24 日	
所 属	こども青少年課
所属長	浅田 崇之
電 話	06-6423-9996

阪神間初 フリースクール等利用者への補助を開始

尼崎市は、学校に通うことが困難な不登校児童生徒がフリースクール等を利用している実態に鑑み、利用者の経済的な負担軽減の観点から、10月1日より、フリースクール等の利用料補助を開始します。

1 交付申請期間等

申請区分	交付申請期間	補助金交付予定時期
【第1期】 4月1日～ 9月30日利用分	10月1日～11月15日	11月～12月
【第2期】 10月1日～ 来年2月28日利用分（※）	来年2月1日～3月31日	来年4月～5月

※ 来年3月利用分は、保護者からフリースクール等への利用料支払いが翌月払いとなっている事例があることを踏まえ、翌年度（令和7年度）の当補助金において補助対象とする予定です。
（要、尼崎市議会における令和7年度予算成立）

2 補助対象者

フリースクール等利用料を支払っている不登校児童生徒（小中学生）の保護者で、次の各号の全てに該当する人が対象となります。

- 対象となる不登校児童生徒が、尼崎市内に居住している（フリースクール等利用時点）。
- 対象となる不登校児童生徒が、「指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設の基準」に基づき、尼崎市教育委員会が認定しているフリースクール等を利用している。
- 他の地方公共団体から、同種の補助金の交付を受けていない。
- 尼崎市暴力団排除条例第2条第1項第4号及び第5号並びに第7号に該当する暴力団等ではない。

3 補助対象経費

補助対象者がフリースクール等へ支払った利用料。
（「入会金」や「入会前の体験利用料」は補助対象外）

4 補助金額

補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（その額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、不登校児童生徒1人につき、1か月1万円を上限とします。

5 申請手続き

交付申請期間中に、次の(1)～(4)の書類に必要な記載事項を記入の上、Eメールか郵送、持参で、こども青少年課（〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番5号 アマブラリ3階）へ提出します。様式第1号と第2号は、市HP（<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp//kosodate-kyoiku/afterschool/108ibasyo/1039032.html>）に用意しています。

- (1) フリースクール等利用支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) フリースクール等利用実績報告書（様式第2号）
- (3) フリースクール等の利用に関する契約内容等が分かるもの
- (4) フリースクール等利用料の支払い状況が分かるもの

以 上

令和6年度 フリースクール等利用支援補助金 募 集 要 項

尼崎市 こども青少年局
こども青少年部 こども青少年課

1 趣旨

学校に通うことが困難な不登校児童生徒（※）が第三の居場所を見つけ、不登校状態を起因とした孤立化を防ぐため、経済的負担の大きいフリースクール等利用者に対して負担軽減を図ることを目的としています。

※ 不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた小中学生

2 交付申請期間等

申請区分	交付申請期間	補助金交付予定時期
【第1期】	原則、 令和6年10月1日～ 11月15日（※1）	令和6年11月～12月
令和6年4月1日～ 9月30日利用分		
【第2期】	令和7年2月1日～ 3月31日	令和7年4月～5月
令和6年10月1日～ 7年2月28日利用分（※2）		

※1 第1期の申請漏れ等については、別途、こども青少年課にご相談ください。

※2 令和7年3月利用分については、令和7年度の当補助金において補助対象とする予定です（要、尼崎市議会における令和7年度予算成立）。

3 補助対象者

フリースクール等利用料を支払っている不登校児童生徒（小中学生）の保護者であり、次の各号の全てに該当する者。

- (1) 対象となる不登校児童生徒が、尼崎市内に居住している（フリースクール等利用時点）。
- (2) 対象となる不登校児童生徒が、「指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設の基準」に基づき、尼崎市教育委員会が認定しているフリースクール等を利用している。
- (3) 他の地方公共団体から、同種の補助金の交付を受けていない。
- (4) 尼崎市暴力団排除条例第2条第1項第4号及び第5号並びに第7号に該当する暴力団等ではない。

4 補助対象経費

補助対象者がフリースクール等へ支払った利用料（「入会金」や「入会前の体験利用料」は補助対象外となります）。

5 補助金額

補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（その額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、不登校児童生徒1人につき、1カ月1万円を上限。

6 申請手続き

「2 交付申請期間等」の申請期間中に、次の(1)～(4)の書類を、Eメールか郵送、持参で、こども青少年課へご提出ください。Eメールでのご提出に限り、1週間以内にこども青少年課から受領確認メールを送信します。1週間経過後も受領確認メールが届かない場合は、申請時のメールがこども青少年課に届いていない可能性があるため、電話でお問い合わせください。



【申請書類】

申請書類の作成にあたっては、各注意事項等をご覧の上、誤りのないようご注意ください。

- (1) フリースクール等利用支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) フリースクール等利用実績報告書（様式第2号）
- (3) フリースクール等の利用に関する契約内容等が分かるもの

※ 契約書やそれに類する書類がない場合は、利用料等が記載されたパンフレット等で代替え可。ただし、必要に応じて情報を追記し、毎月の利用料等の契約内容が分かるようにしてください。

- (4) フリースクール等利用料の支払い状況が分かるもの

※ 領収書や月謝袋の領収印、引き落とされた通帳の写し等、各フリースクール等の支払い状況に合わせてご提出ください。スマートフォン等による写真画像での提出も可ですが、その際は、必要事項が全てはっきりと読み取れる画像をご提出ください（必要事項が切れたりぼやけたりしている画像不可）。

7 交付決定について

市は、申請書類をもとにその内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付決定額を決定し、申請者に郵送で通知します。なお、申請書類に記載誤り等があった場合、状況に応じて市が修正等を行ったうえで、交付決定額を決定します。

8 交付決定の取消し及び補助金の返還

偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合やその他市長が不適当と認めた場合は、補助金交付決定の一部又は全部を取り消し、交付した補助金の一部又は全部の返還を求めます。

9 その他

当補助金の交付等に当たり、対象となる不登校児童生徒等に係る情報について、在籍する学校やフリースクール等と必要に応じて情報共有を行うことがあります。

【問い合わせ・申請書類提出先】

尼崎市 こども青少年局 こども青少年部 こども青少年課
〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番5号 アマブラリ3階
TEL：06-6423-9996 FAX：06-6409-4355
Eメール：ama-kodomoseisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp

尼崎市長 宛

申請者（保護者）

住 所

氏 名

電話番号

E メール

児童生徒との関係

フリースクール等利用支援補助金交付申請書兼請求書

次の通り申請します。

なお、当補助金の交付等に当たり、対象児童生徒等に係る情報について、市が在籍学校やフリースクール等と必要に応じて情報共有を行うことを承諾します。

また、フリースクール等へ支払った利用料について施設から返金等がある場合速やかに市へ報告し、状況に応じて補助金を返還することを誓約します。

1 対象児童生徒

フリガナ	
児童生徒名	
住所	〒 尼崎市
在籍学校・学年	学校名： 学 年： 年生
フリースクール等	名 称： 住 所：
利用開始日	年 月 日から利用開始

2 フリースクール等利用理由（該当する□欄に✓をいれてください）

☐ (1) 対象児童生徒が、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあることから年間 30 日以上学校を欠席している（病気や経済的理由を除く）、いわゆる不登校状態であるため

☐ (2) その他（ ）

※(1)は補助要件であり、該当しない場合は補助金を交付することはできません

3 補助金の申請区分（該当する□欄に✓をいれてください）

☐ 第 1 期分（4 月～9 月利用分）

☐ 第 2 期分（10 月～2 月利用分）

4 補助金の交付申請兼請求額（ ）円

5 口座振込依頼（振込先が分かる通帳又はキャッシュカードの写しを要添付）

金融機関名	銀行・信用金庫・農協・（ ）							
支店名	支店 出張所							
口座	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義								

6 添付資料（下記書類が必要となりますので、添付漏れにご注意ください）

- (1) 振込先が分かる通帳又はキャッシュカードの写し
- (2) フリースクール等利用実績報告書（様式第2号）
- (3) フリースクール等の利用に関する契約内容等が分かるもの
- (4) フリースクール等利用料の支払い状況が分かるもの

誓約事項

当補助金の申請にあたり、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため下記のとおり誓約します。

- 1 暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。
- 2 1の該当の有無を確認するため、尼崎市から役員等名簿等その他の必要な情報の提供を求められたときは、速やかに提出すること。
- 3 本誓約書の写し及び2の情報を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、尼崎市が警察署長に1に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報について、尼崎市が他の業務において暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（本市の議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者をいう。）に提出するのに同意すること。（以 上）

（以下、記入しないでください）

市処理欄	確認日	交付決定額
	令和 年 月 日	円

フリースクール等利用実績報告書
(第1期分：4月分～9月分)

1 対象児童生徒

児 童 生 徒 名	
フリースクール等名称	

2 フリースクール等利用料

	①	②	③ (①－②)	④ (③×1／2)
	フリースクール等に 支払った利用料総額	①のうち、補助対象 外の経費(入会金等)	補助対象経費	補助額 ※上限1万円 ※1千円未満切捨て
4月分			0円	0円
5月分			0円	0円
6月分			0円	0円
7月分			0円	0円
8月分			0円	0円
9月分			0円	0円
				0円

- ①・支払日に関係なく、各月の利用料として支払った利用料総額を該当月に記載ください。
(例) 4月の利用料を3月や5月に支払った場合も、「4月分」欄に記載
- ・利用料が「月額支払い」の場合は、①の金額と、添付いただく「フリースクール等利用料の支払い状況が分かるもの」の各月の金額が原則一致します。
また、夏休みの関係等で、例えば、7・8月の2カ月分の利用料を、1カ月分の金額で支払った場合は、支払った金額を2カ月で割り、①を算出してください(小数点以下、切捨て)。
(例) 7・8月分の利用料として、まとめて3万円支払った
→ 7月に1万5千円、8月に1万5千円を計上
- ・利用料が「年額等支払い」の場合は、年額等利用料を利用月数で割り、①を算出してください(小数点以下、切捨て)。
(例) 1年分(12カ月分)の利用料として、4月に100万円支払った
→ 100万円÷12カ月 ≒ 83,333円 を各月に計上
- ②・「①」に記載した金額のうち、入学金等の補助対象外経費の金額について記載ください。
(補助対象外経費が含まれない場合は「0円」と記載してください)

3 補助金の交付申請兼請求額

0円

フリースクール等利用実績報告書
(第2期分：10月分～2月分)

1 対象児童生徒

児童生徒名	
フリースクール等名称	

2 フリースクール等利用料

	①	②	③ (①－②)	④ (③×1／2)
	フリースクール等に 支払った利用料総額	①のうち、補助対象 外の経費(入会金等)	補助対象経費	補助額 ※上限1万円 ※1千円未満切捨て
10月分			0円	0円
11月分			0円	0円
12月分			0円	0円
1月分			0円	0円
2月分			0円	0円
				0円

- ①・支払日に関係なく、各月の利用料として支払った利用料総額を該当月に記載ください。
(例) 4月の利用料を3月や5月に支払った場合も、「4月分」欄に記載
- ・利用料が「月額支払い」の場合は、①の金額と、添付いただく「フリースクール等利用料の支払い状況が分かるもの」の各月の金額が原則一致します。
また、夏休みの関係等で、例えば、7・8月の2カ月分の利用料を、1カ月分の金額で支払った場合は、支払った金額を2カ月で割り、①を算出してください(小数点以下、切捨て)。
(例) 7・8月分の利用料として、まとめて3万円支払った
→ 7月に1万5千円、8月に1万5千円を計上
- ・利用料が「年額等支払い」の場合は、年額等利用料を利用月数で割り、①を算出してください(小数点以下、切捨て)。
(例) 1年分(12カ月分)の利用料として、4月に100万円支払った
→ $100\text{万円} \div 12\text{カ月} \approx 83,333\text{円}$ を各月に計上
- ②・「①」に記載した金額のうち、入学金等の補助対象外経費の金額について記載ください。
(補助対象外経費が含まれない場合は「0円」と記載してください)

3 補助金の交付申請兼請求額

0円
